

○吉野川市建設業指名停止措置要綱

平成16年10月1日

告示第66号

改正 平成17年8月1日告示第57号

平成20年7月1日告示第74号

平成21年11月6日告示第100号

平成23年9月1日告示第76号

平成27年9月30日告示第94号

平成29年3月15日告示第17号

平成31年4月15日告示第34号

(指名停止)

- 第1条 市長は、吉野川市建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成16年吉野川市告示第65号）第5条の規定により、参加資格の認定を受けた者（以下「有資格業者」という。）が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止（入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。）を行うものとする。
- 2 市長が指名停止を行ったときは、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。この場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 3 指名停止の期間中の有資格業者は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札に参加できないものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第2条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は第2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員を含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が第1号に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とし、第2号に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、市長が別に定める。

(1) 別表第1号から第5号まで又は第9号から第11号までの措置要件に係る指名停止の期間の開始の日から当該期間の満了後1年を経過する日までの間に、それぞれの別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第6号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の開始の日から当該期間の満了後3年を経過する日までの間に、それぞれ同表第6号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、36月を限度として指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 指名停止の期間中の有資格業者が別表第6号から第8号までの措置要件のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、同表第6号から第8号までに定める期間に、当初の指名停止の期間の残存期間を加算した期間とする。ただし、加算後の指名停止の期間は36月（同一の措置要件による場合は当初の指名停止の開始の日から36月）を超えないものとする。

7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

8 市長は、有資格業者が指名停止の期間の満了後、当該指名停止に係る事案において、別表第7号又は第8号の措置要件に該当することが明らかになったときは、同表各号並びに第1項、第2項及び第4項に定める期間の範囲内で当初の指名停止の期間を延長したと想定した場合の期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

(不法・不当業者等の発生報告)

第4条 建設工事を所管する課(室)長は、その建設工事の請負に関し、指名停止等の措置要件に該当する者があると認められるときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(指名停止等の通知)

第5条 市長は、次の各号に定めるときは、それぞれ当該各号に定める様式により、速やかに建設業者に通知するものとする。

- (1) 指名停止を行ったとき 様式第1号
- (2) 指名停止の内容を変更したとき 様式第2号
- (3) 指名停止を解除したとき 様式第3号

(随意契約の相手方の制限)

第6条 指名停止の期間中の有資格業者は随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2に規定する場合で、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市発注工事の全部又は一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(措置の決定及び効力)

第8条 市長は、指名停止を行う場合、措置内容の変更を行う場合及び指名停止の解除を行う場合には、建設工事審査委員会の審査に諮らなければならない。

(測量、建設コンサルタント等の契約に係る有資格業者への準用)

第9条 第1条から前条までの規定は、測量、建設コンサルタント業者等の有資格業者の指名停止に準用することとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鴨島町、川島町、山川町又は美郷村においてなされた指名停止は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成17年8月1日告示第57号)

この告示は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月1日告示第74号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月6日告示第100号)

この告示は、平成21年11月6日から施行する。

附 則 (平成23年9月1日告示第76号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年9月1日から施行する。

(吉野川市建設業関係暴力団排除連絡会議設置要綱の廃止)

2 吉野川市建設業関係暴力団排除連絡会議設置要綱 (平成17年吉野川市告示第55号) は、廃止する。

附 則 (平成27年9月30日告示第94号)

この告示は、平成27年9月30日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日告示第17号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月15日告示第34号)

この告示は、平成31年5月1日から施行する。

別表 (第1条、第3条関係)

措置要件	期間
1 (虚偽記載) 市工事の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上12月以内
2 (粗雑工事) 次に掲げる工事の施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められるとき。 (注1)	当該認定をした日から

<p>(1) 故意による粗雑工事（注2）</p> <p>ア 市工事</p> <p>イ 県内における工事で市工事以外のもの（以下「一般工事」という。）（注3）</p> <p>(2) 過失による粗雑工事</p> <p>ア 市工事</p> <p>イ 一般工事</p>	<p>6月以上24月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>3 (市工事に係る契約違反等)</p> <p>第2号に掲げる場合のほか、市工事の契約の締結又は履行に当たり、次の事項に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 正当な理由がなく履行期限に工事等が完成しないとき。</p> <p>(2) 本市職員が行う監督又は検査の執行を妨げたとき。</p> <p>(3) 吉野川市公共工事標準請負契約約款に関する規則（平成16年吉野川市規則第113号）第7条の2第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(4) その他契約又は建設業法（昭和22年法律第100号）に違反したとき。</p>	<p>6月以上12月以内</p> <p>6月以上12月以内</p> <p>1月以上4月以内</p> <p>6月以上12月以内</p>
<p>4 (公衆損害事故)</p> <p>次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 市工事（軽微な損害を除く。）</p> <p>(2) 一般工事（重大事故であると認められるとき。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上6月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>5 (工事関係者事故)</p> <p>次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 市工事</p> <p>(2) 一般工事（重大事故であると認められるとき。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上4月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>6 (贈賄)</p> <p>次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市職員に対する贈賄</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>

<p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p>	<p>1 2 月</p>
<p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p>	<p>1 2 月</p>
<p>ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>1 2 月</p>
<p>(2) 県内の市以外の公共機関の職員に対する贈賄</p>	
<p>ア 代表役員等</p>	<p>8 月以上 1 2 月以内</p>
<p>イ 一般役員等</p>	<p>8 月以上 1 2 月以内</p>
<p>ウ 使用人</p>	<p>8 月以上 1 2 月以内</p>
<p>(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄</p>	
<p>ア 代表役員等</p>	<p>4 月以上 1 2 月以内</p>
<p>イ 一般役員等</p>	<p>4 月以上 1 0 月以内</p>
<p>ウ 使用人</p>	<p>2 月以上 6 月以内</p>
<p>7 (独占禁止法違反行為)</p>	
<p>次に掲げる事項に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 市工事</p>	<p>1 2 月以上 3 6 月以内</p>
<p>(2) 県内における業務（市工事に関する場合を除く。）</p>	<p>1 2 月以上 3 6 月以内</p>
<p>(3) 県外における業務</p>	<p>6 月以上 3 6 月以内</p>
<p>8 (競争入札妨害又は談合)</p>	
<p>有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、次の(1)の契約に関し又は(2)若しくは(3)において、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>(1) 市工事</p>	<p>1 2 月以上 3 6 月以内</p>

(2) 県内の他の発注機関の工事	12月以上36月以内
(3) 県外	6月以上36月以内
9 (建設業法違反) 市工事以外の工事の施工に当たり、建設業法に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上6月以内
10 (不正又は不誠実な行為) 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる事項に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 業務に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。 (2) 代表役員等又は一般役員等が法令等違反の容疑により逮捕、書類送検又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から2月以上12月以内
11 (働きかけ等) 有資格業者である個人、有資格業者の役員若しくはその使用人又は経営に事実上参加している者又はその依頼を受けた者をして、その権限若しくは地位による影響力を不正に行使し、自己若しくは第三者の利益を図るよう本市職員に対し働きかけを行い、又は本市職員に対し吉野川市職員倫理条例(平成18年吉野川市条例第34号)に違反することとなる行為を誘導するような言動を行うなど、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上12月以内

(注1) 工事現場だけでなく、資機材、残土などの運搬中、土捨場、資材置き場等における事故などを含める。

(注2) 工事の目的物に瑕疵がある状態

(注3) 市が発注した以外の工事、公共工事、民間工事を問わない。

様式第1号(第5条関係)

第 号
年 月 日

建設業者等様

吉野川市長

指名停止について(通知)

吉野川市の発注する(建設工事・委託業務)について、次のとおり指名停止をします。

1 期 間

2 理 由

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

建設業者等様

吉野川市長

指名停止の変更について(通知)

年 月 日付け 第 号吉野川市発注(建設工事・委託業務)の指名
停止について、次のとおり変更します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

建設業者等 様

吉野川市長

指名停止の解除について(通知)

年 月 日付け 第 号吉野川市発注(建設工事・委託業務)の指名停止については、解除します。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）